

# 地域エネルギー供給拠点整備補助事業

【平成28年熊本地震用：緊急補修等工事】

## 申請手引書

一般社団法人 全国石油協会

平成28年10月

## 1. 事業概要

本事業は、将来の災害時における燃料供給拠点になる中小企業等が運営する給油所等に対して、燃料供給拠点としての機能を維持・強化をすることを目的に、熊本地震(4/14に発生し、4/15災害救助法適用)で被災した熊本県に所在する給油所等の入換工事等の費用の一部を補助する事業です。

(1) 予算額：1.5億円

### (2) 申請受付期間

- ・第1回：平成28年8月30日～9月30日
- ・第2回：平成28年10月3日～10月7日(※なお、10月11日以降は予算がある限り、週毎に受付(月曜)及び締切り(金曜)を行います)

- 交付決定は、各申請受付期間中に申請があったものの中から、各受付期間終了後に行います。
- 予算額を超える申請があった場合は、その受付期間中に申請のあったものについて、補助率を調整して交付決定します。
- 予算残額がなくなった場合、次回以降の受付は行いません。
- 1給油所等につき1回限りの申請です。

(3) 実績報告書締切日：平成29年2月10日(本会着)

工事の遅延等により実績報告書の提出が期限内に間に合わなかった場合、補助金交付の対象外となる恐れがありますので注意して下さい。

## 2. 補助事業利用にあたっての注意点

- ① 補助金は、「補修・交換」にかかった工事費用の支払を確認した上で交付しますので、一旦工事費用を自己負担する必要があります。
- ② 補助金受給後、財産処分制限期間中は6ページ記載の「財産管理」を行う必要があります。
- ③ 発注先が申請者自身である場合(自ら施工する場合)は、次に基づき国の補助事業事務処理マニュアルに基づく「利益等排除」を行います。

### 【補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方】

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

- ※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

- ④補助事業に係る経理について、次の通りしておく必要があります。
- ・補助金以外の経理と明確に区別し、その収支状況を会計帳簿によって明らかにしておくこと。
  - ・当該会計帳簿及び収支に関する証拠書類（補助金申請手続きに係る全ての書類含む）について、補助事業完了の日の属する会計年度（4月1日～3月31日）の終了後5年間保存しておくこと。
  - ・当該証拠書類について、本会や国から要求があった時は、いつでも提供・閲覧できるようにしておくこと。
- ⑤補助金受給にあたって、次の法令遵守義務が生じます。
- ・交付申請書に添付する「誓約書」（別紙1）の内容については、補助金の交付を受けた年度末まで、要件を満たす必要があります。  
万一、要件を満たさなくなった場合は、補助金交付前であれば申請の取消を行ってもらい、交付後であれば補助金の取消し及び返還が必要になる可能性がありますので、ご注意ください。
  - ・また、補助事業実施期間中に、会社の合併、統合、名称変更、住所変更及び代表者変更等があるときは、必ず本会に対し報告し、手続を行って下さい。
  - ・補助事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、業務方法書及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることとなります。
    - 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
    - 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
    - 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
    - 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

### 3. 補助事業要件

#### (1) 補助対象給油所等

熊本地震で被災した熊本県に所在する品確法の登録給油所及び消防法に基づく一般取扱所、地上(地下)タンク貯蔵所

#### (2) 申請者資格

上記対象給油所等に係る次の何れかの者

- ①対象給油所等を運用している揮発油販売業者
- ②対象給油所等を運用している揮発油販売業者に貸与している所有者

### (3) 補助対象設備・補助対象工事

対象給油所等において熊本地震の被災前に使用していた下記設備に係る工事

①対象設備：計量機（POS含む）、防火塀、防油堤、土間、配管（石油製品用）、地下タンク、地上タンク

②対象工事：対象設備に対する、熊本地震(平成28年4月14日)に起因した損害の補修工事や交換工事等。

**※平成28年4月14日以降交付決定前までに既に発注・施工している工事は対象となりません。**

【対象費用の例示】：補修費、調整費、点検費（地下タンク・配管を除く）、設備移動費、土木工事費、電気工事費、部品交換（作業費含む）、設備本体交換費（被災した設備の廃棄処分費・設置費含む）

### (4) 補助率・補助金額

①補助率：中小企業等：3／4以下（非中小企業は対象となりません。）

②補助対象経費の上限：4,000万円／給油所等

#### 【企業規模の定義】

中小企業等：	<p>●中小企業基本法に基づく中小企業又は個人</p> <p>【中小企業】</p> <p>小売業：資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社</p> <p>卸売業：資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社</p> <p>※兼業の場合、直近1年間の売上高が一番大きい事業によって業種が決まります。（決算書類の提出が必要）小売業または卸売業に該当しない方は、本会まで直接ご連絡ください。</p>
非中小企業：	<p>●中小企業等に該当しない者</p>

## 4. 申請から補助金交付までの流れ

(1) 交付申請書 ( 申請者 ⇒ 熊本県石油組合 ⇒ 石油協会 )

### 【申請に必要な書類】

- ① 交付申請書(様式地エネ第1号：本会ホームページからダウンロードして下さい)及び以下の添付書類

#### 【添付書類】

- 1) 誓約書 (別紙1)
  - 2) 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙2)
  - 3) 申請者の役員等名簿 (別紙3：個人事業主も提出が必要)
  - 4) 補助金で取得した財産に関する申告書 (別紙4)
  - 5) 取得財産等の管理・処分に関する誓約書(別紙5)
  - 6) 誓約書 (別紙6：緊急補修等工事用)
- ②企業規模を確認するための次のいずれかの書類
- ・ 商業登記簿謄本写し (申請時において最新の内容のもの)
  - ・ 給与所得者の源泉所得税領収書 (納付書) 写し
  - ・ 法人税確定申告書に添付する「法人事業概況説明書」写し
  - ・ 所得税確定申告書第2表写し
  - ・ その他、資本金又は出資の総額或いは常時使用する従業員の数が確認できる書類
- ※中小企業で卸売業の場合は、上記⑤の書類に加えて次の何れかの書類
- ・ 「品質維持計画認定申請書写し」及び当該申請書に添付する「申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書写し」
  - ・ 副特約店等との間で交わした「卸売販売契約等写し」
- ③給油所等が被災したことが確認できる次の何れかの書類
- 1) 自治体が発行する「り災証明書」写し
  - 2) 「り災届出証明書」写し及び申請する設備が「り災したことが確認できる写真」
  - 3) その他、申請する設備が「り災したことが確認できる書類」  
例：被災した設備の補修前の写真、メーカー等、第三者が実施した点検結果報告書写し 等
- ④2社以上の本会様式の専用見積書
- ・ 平成28年4月14日以降申請受付前までの見積書写し
- ※上記見積書は、**発注(契約締結等)・施工していない工事の見積書となります。**
- ⑤発注する施工業者の下請けとして他の施工業者がある場合は、作業役割が確認できる「現場組織表」(契約書等(受発注書)は実績報告時に提出)
- ⑥申請給油所等の平面図写し(修理箇所をマーカーで判るように)
- ⑦被災した申請設備の写真及び申請給油所等の全景写真(申請日より1ヶ月以内に撮影したもの)

- ⑦申請給油所等の「建物不動産登記簿謄本」写し、又は「固定資産税評価証明書」写し
- ⑧申請給油所等の運営者と所有者が異なる場合は、上記書類に加えて次の書類
  - ・申請給油所等の「給油所等賃貸借契約書」写し
- ⑨その他、本会が要請する書類

(2) 交付決定通知書 ( 石油協会 ⇒ 熊本県石油組合 ⇒ 申請者 )

(3) 契約・発注・施工 ( 申請者 ⇔ 施工業者 )

(4) 実績報告書 ( 申請者 ⇒ 熊本県石油組合 ⇒ 石油協会 )

#### 【実績報告に必要な書類】

- ①実績報告書 (本会様式) (本会ホームページからダウンロードして下さい)
- ②交付決定後に締結した工事発注契約書(写)又は受発注書(写)
- ③発注先からの「支払請求書」写し
- ④「金融機関振込依頼書 (金融機関受付印のあるもの)」写し
- ⑤申請設備の補修作業の日付入り写真 (施設全景 (着工前、着工後) は必須)
- ⑥消防法に基づく「変更許可申請」若しくは「軽微な変更届出」の手続きを行った場合は、次の書類。
  - ・「危険物取扱所変更許可申請書」写し
  - ・当該申請に対応する「許可証」写し
  - ・当該許可に対応する「危険物取扱所完成検査申請書」写し
  - ・当該申請に対応する「完成検査済証」写し
  - ・「仮使用承認申請書」写し (行った場合)
  - ・「軽微な変更届出書」写し (行った場合)
- ⑦下請として他の施工業者があり、現場組織表を申請時に提出した場合には、施工業者と下請事業者間の契約書等(受発注書)
- ⑦「取得財産管理明細表」(財産管理が必要な場合)
- ⑧その他、本会が要請する書類

(5) 補助金額の確定通知 ( 石油協会 ⇒ 熊本県石油組合 ⇒ 申請者 )

(6) 補助金支払請求書 ( 申請者 ⇒ 熊本県石油組合 ⇒ 石油協会 )

(7) 補助金交付 ( 石油協会 ⇒ 申請者 )

## 5. 財産管理について

補助金を受給した申請者は、処分制限期間中、次の通り財産管理を行わなければなりません。

### (1) 財産管理の対象となる設備

対象となる設備：取得価格が50万円（消費税抜き）以上であって、被災した設備を処分し、新たに設置又は交換した設備

対象とならない設備（次の何れかに該当する場合）：

- ①取得価格が50万円未満の設備等
- ②（50万円以上の場合であっても）被災した設備を補修し、被災前の状態に回復した設備又はそれに要する工事

### 【考え方】

設備区分	財産管理の対象となるもの	財産管理の対象とならないもの
計量機（POS含む）	・故障した計量機を廃棄し、別のものに交換した場合	・故障箇所の補修や部品交換を行った場合
防火塀・防油堤	・損壊した防火塀・防油堤を撤去し、新たに造成した場合	・ひび割れ等を補修した場合
土間	・損壊した部分を研り、新たに敷いた場合	・ひび割れ等を補修した場合
タンク・配管（石油製品用）	・破損したタンク・配管を撤去し、新たに設置した場合	・破損した箇所を補修した場合

### (2) 財産管理にかかる注意点

本会の許可なく「処分」することは出来ません。

万一、処分してしまった場合は、国の規定に基づき算出した額を本会を通じて国に返納しなければなりません。

また、本会の許可を得て処分した場合でも、補助金の返還が必要となる場合がありますので注意して下さい。

#### 【処分の定義】

- ① 転 用：取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
- ② 譲 渡：取得した財産の所有者の変更
- ③ 交 換：取得した財産と他人の所有する他の財産との交換
- ④ 貸付け：取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
- ⑤ 担保に供する処分：取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定
- ⑥ 取壊し：取得した財産の使用を止め、取り壊すこと
- ⑦ 廃 棄：取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

#### 【補助金の国庫返納が必要となる場合】

- ① 処分したことにより収入がある、またはあると見込まれるとき
- ② 処分時点で「(4) 処分制限期間(財産管理期間)」の残りの期間があるとき

### (3) 財産管理の内容

- ① 「取得財産等管理台帳」を作成し、保管する。
- ② 「取得財産管理明細表」を作成し、毎年度更新する。
- ③ 補助金受給後「処分制限期間」の間は、本会の求めに応じ、対象設備にかかる「減価償却台帳」等写し及び上記②の「取得財産管理明細表」を本会に提出する。

### (4) 処分制限期間(財産管理期間)

設備区分	期間
計量機(POS含む)	8年
防火塀	・ブロック造り：15年 ・コンクリート造り：30年 ・上記以外：10年
防油堤	・コンクリート造り：25年 ・土造り：17年
土間	15年
タンク	・地下タンク：8年 ・地上タンク：15年
配管(石油製品用)	8年



**【問合せ先・書類提出先】**

＜熊本県石油販売協同組合の組合員の方＞

●熊本県石油販売協同組合

〒862-0967 熊本市南区流通団地 1-15-2 ハウズ第二別館 2F

電話：096-285-3355 ・ FAX：096-378-3622

＜上記以外の方＞

●一般社団法人全国石油協会 環境・経営支援部

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-14 石油会館

電話：03-5251-0466 ・ FAX：03-5251-0459